

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 神田	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社ドウ・クリエーション	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、 <input type="checkbox"/> 印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号 8 0 1 0 0 0 1 1 3 0 6 2 2	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所	あなたの配偶者の氏名	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区岩本町三丁目10番4号	あなたの住所又は居所 (郵便番号 -)	あなたの配偶者の有無		



記載のしかたはこちら



あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭30.1.1以前生)	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実 (該当する場合は <input type="checkbox"/> 印を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和6年中に異動があった場合に記載してください。以下同じです。)																			
		あなたとの続柄	生年月日																								
A 源泉控除対象配偶者(注1)					円																						
B 控除対象扶養親族(16歳以上) (平21.1.1以前生)	1			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																					
	2			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																					
	3			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																					
	4			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																					
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者(注2)</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> </table>	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	一般の障害者				(人)	特別障害者				(人)	同居特別障害者				(人)	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)			異動月日及び事由
区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族																							
一般の障害者				(人)																							
特別障害者				(人)																							
同居特別障害者				(人)																							

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には、該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することできません。
◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由
					氏名	あなたとの続柄	

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族 (該当する場合は <input type="checkbox"/> 印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	
							円		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する欄にチェックを付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
							円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 寡婦又はひとり親 <input type="checkbox"/> ひとり親

※「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和6年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
(2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
(3) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除されない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与に」ついての扶養控除等申告書)を提出することができます。
(4) 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和6年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者、扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
(2) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー(個人番号)を記載してください。
(3) 「上たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
(4) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。
また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。
(5) 「令和6年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円(収入金額を限度とし、))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利息、確定申告をしないことを選択した上場株式会社等の配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
(6) 源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上70歳以下である場合には、「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上70歳以下」にチェックを付け、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人(下記4③のロに該当する人)である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」欄に「留学」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目にチェックを付けてください(2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください)。
(注)「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。
なお、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受けようとする場合の手続等の詳細は、国税庁ホームページの「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご覧ください。
(7) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時、令和6年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
(8) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
イ 障害者(特別障害者)……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者であるときは同居の有無)、マイナンバー(個人番号)、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和6年中の所得の見積額(これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます)。
また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和6年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します)。
(注)一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
ロ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和6年中の所得の種類とその見積額
(注)算額又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。
(9) あなたの同一生計内(生計内に該当者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。))を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等に関する事項を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
(10) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉徴収されるもの)に限り、令和6年中において同じです。の支払を受ける配偶者(退職所得を除く)所得の見積額が13万円以下である人に限り、又は扶養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限り)に限り記載してください(住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含まれないこととされています)。また、「控除対象国外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄に記載した場合には、下記3(2)の⑦1から⑦4の確定申告を令和7年3月17日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならぬ場合があります。なお、表面の「次コード」を添え取ること、詳しく記載のしかた等をご覧ください。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点等がありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年途中で変更した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。また、年途中で従たる給与を支たる給与に就職した人で、変更前のある給与を支えらる給与を支えらる給与に就職した人から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
(2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合には、その親族に係る「親族関係書類」(注)1を添付してください。
また、その親族が控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「留学」にチェックを付けた場合には、その親族に係る「親族関係書類」に加えて「留学ビザ等書類」(注)2も添付してください。
イ 源泉控除対象配偶者である配偶者
ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者
ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者
さらに、年末調整において、上記イ又はロに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和6年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別途作成し、「送金関係書類」(注)3(その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金書類」(注)4)を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一にする事実」欄又は「障害者又は勤労学生の内容」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」(その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金書類」)を添付した上で提出してください(上記ロに該当する配偶者について配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「給与所得者の配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります)。
(注)1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。
① 戸籍の附票の写しとその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券(パスポート)の写し
② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り)
2 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

- ① 外国における査証(ビザ)に類する書類の写し
② 外国における在留カードに相当する書類の写し
3 「送金関係書類」とは、次の書類であったかその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類
② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類
③ 電子決済手段等取引業者(電子決済手段を発行する一定の銀行等又は資金移動業者を含みます。)の書類又はその写しで、その電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段の移転によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類
4 「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、あなたからその非居住者である親族各人への令和6年中における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であること(注)を明らかにする書類をいいます。
5 「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
(3) あなたの、勤労学生である場合(専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。)には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

4 扶養親族等の範囲

Table with 4 main categories: ①同一生計配偶者, ②控除対象配偶者, ③源泉控除対象配偶者, ④扶養親族. Each category contains specific criteria for tax purposes regarding income, residence, and family status.